

吸収分割に係る事前開示事項  
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく書面)

2026 年 4 月 24 日

東京都港区芝五丁目 7 番 1 号  
日本電気株式会社  
取締役代表執行役社長 森田 隆之

当社は、NECソリューションイノベータ株式会社（本店所在地：東京都江東区新木場一丁目 1 8 番 7 号。以下「本分割会社」といいます。）との間で 2026 年 2 月 2 日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、本吸収分割契約に定める本分割会社の権利義務を当社が承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。本吸収分割に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）  
別紙 1 のとおりです。
2. 吸収分割の対価についての定めがないことの相当性に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 1 号）  
本吸収分割に際しては、当社は吸収分割会社である本分割会社に対して当社の株式その他の財産の交付を行いませんが、本分割会社は当社の完全子会社であることから、当該対価の不交付は相当であると判断しております。
3. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 3 号）  
該当事項はありません。
4. 吸収分割会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 4 号）
  - (1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容  
別紙 2 のとおりです。
  - (2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。

- (3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

本分割会社は、NESICホールディングス株式会社（以下「NESICホールディングス」といいます。）と、本分割会社のSME事業（中堅中小企業及び中小自治体向け事業のうち外食向け事業を除く事業をいいます。）を吸収分割によりNESICホールディングスに対して承継させることに関して、2026年2月2日付で吸収分割契約書を締結しました。この吸収分割の効力発生日は2026年7月1日を予定しています。

なお、NESICホールディングスは、当該吸収分割の効力が発生することを条件として、その効力発生日と同日付で、当該吸収分割により本分割会社から承継する事業を吸収分割によりNECネクサソリューションズに対して承継させることを決定しております。

5. 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第192条第6号イ）

- (1) 当社は、NECネットエスアイ株式会社（以下「NECネットエスアイ」といいます。）と、2025年3月4日開催の同社の臨時株主総会決議に基づいて行われた同社の普通株式の併合（2025年3月25日効力発生）により生じた当該普通株式の端数の合計数（ただし、会社法第235条第1項に基づき、1株に満たない端数は切り捨て）に相当する数である普通株式1株を、会社法第235条第2項により準用する同法第234条第2項に基づく当該普通株式の任意売却に係る裁判所の許可決定（以下「任意売却許可決定」といいます。）が得られることを条件として、当社がNECネットエスアイから1,682億946万7,800円（ただし、NECネットエスアイへの支払額は、当社が保有している当該普通株式の端数の代金相当分を相殺した1,282億9,085万6,100円）で買い受けることに関して、2025年4月2日付で、株式譲渡契約書を締結しました。

その後、NECネットエスアイが裁判所より任意売却許可決定を2025年4月23日付で得ましたので、当社は、同日付で上記普通株式1株を譲り受けました。

- (2) 当社は、NECネクサソリューションズ株式会社（以下「NECネクサソリューションズ」といいます。）と、当社のSME事業（中堅中小企業向け事業及び中小自治体における職員向け業務支援、住民向けサービスを提供する事業をいいます。）を吸収分割によりNECネクサソリューションズに対して承継させることに関して、2025年4月22日付で、吸収分割契約書を締結しました。

その後、この吸収分割の効力発生により、当社は、2025年7月1日付で当社のSME事業をNECネクサソリューションズに承継させました。

(3)当社は、NESICホールディングスと、当社の所有するNECネクサソリューションズの全株式及びNECネットエスアイの全株式を吸収分割によりNESICホールディングスに対して承継させることに関して、2025年5月15日付で、吸収分割契約書を締結しました。

その後、この吸収分割の効力発生により、当社は、2025年7月1日付で当社の所有するNECネクサソリューションズの全株式及びNECネットエスアイの全株式をNESICホールディングスに承継させました。

(4)当社は、2025年5月23日に、当社が設定している退職給付信託の一部である1,400億円について返還を受けました。これに伴い、2026年3月期の個別業績において、特別利益として退職給付信託返還益527億円を計上する見込みです。

(5)当社は、2025年7月18日に、下記のとおり無担保社債（サステナビリティ・リンク・ボンド）の発行を決定し、2025年7月25日に発行しました。

（第66回無担保社債）

1. 発行総額 20,000百万円
2. 発行価格 各社債の金額100円につき金100円
3. 利率 年1.387%
4. 払込期日 2025年7月25日
5. 償還期限 2030年7月25日
6. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円
7. 資金の使途 借入金返済資金、社債償還資金
8. 特約 社債間限定同順位特約

（第67回無担保社債）

1. 発行総額 10,000百万円
2. 発行価格 各社債の金額100円につき金100円
3. 利率 年2.046%
4. 払込期日 2025年7月25日
5. 償還期限 2035年7月25日
6. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円
7. 資金の使途 借入金返済資金、社債償還資金
8. 特約 社債間限定同順位特約

(6)当社は、NESICホールディングスと、当社の道府県、市町村及び特別区向け国内消防防災事業のうち保守事業、プロダクト開発・製造事業及びサービス提供事業を除く事業を吸収分割によりNESICホールディングスに対して承継させることに関して、2025年8月1日付で、吸収分割契約書を締結しました。

その後、この吸収分割の効力発生により、当社は、2025年10月1日付で当社の道

府県、市町村及び特別区向け国内消防防災事業のうち保守事業、プロダクト開発・製造事業及びサービス提供事業を除く事業をNESICホールディングスに承継させました（なお、同日付で、NESICホールディングスは、NECネットエスアイとの間で締結した吸収分割契約書に基づき、当該事業をNECネットエスアイに承継させました。）。

(7) 当社は、米国 CSG Systems International, Inc. と、当社が NEC Corporation of America を通じて CSG Systems International, Inc. を買収することに関して、2025年10月29日付で、この買収に係る合併契約を締結しました。

(8) 当社は、2025年10月31日に、当社の所有する日本航空電子工業株式会社（以下「日本航空電子工業」といいます。）の株式の大半（譲渡前の所有株式数 22,578,269 株に対し、譲渡株式数は 22,232,269 株）を、京セラ株式会社に譲渡しました。この株式譲渡に伴い、日本航空電子工業は当社の持分法適用関連会社から除外されます。

(9) 当社は、NESICホールディングスと、当社の(1)道府県、市町村及び特別区向け国内消防防災事業のうち保守事業並びに(2)外局（本庁を除く）及び地方支分部局向け国内消防防災事業のうちプロダクト開発・製造事業及びサービス提供事業を除く事業を、吸収分割によりNESICホールディングスに対して承継させることに関して、2025年12月1日付で、吸収分割契約書を締結しました。

その後、この吸収分割の効力発生により、当社は、2026年4月1日付で当社の(1)道府県、市町村及び特別区向け国内消防防災事業のうち保守事業並びに(2)外局（本庁を除く）及び地方支分部局向け国内消防防災事業のうちプロダクト開発・製造事業及びサービス提供事業を除く事業をNESICホールディングスに承継させました（なお、同日付で、NESICホールディングスは、NECネットエスアイとの間で締結した吸収分割契約書に基づき、当該事業をNECネットエスアイに承継させました。）。

6. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）

当社の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本吸収分割後においても当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本吸収分割後に当社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておりません。従って、当社が本分割会社から承継する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

別紙1 吸収分割契約書

次ページ以降をご参照ください。



## 吸収分割契約書

NECソリューションイノベータ株式会社（以下「甲」という。）及び日本電気株式会社（以下「乙」という。）は、甲が承継対象事業（第1条において定義される。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（本吸収分割）

甲は、本契約の規定に従って、吸収分割の方法により、甲が営む大手企業及び官公庁向け事業のうち外食向け事業を除く事業（以下「承継対象事業」という。）に関して有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

#### （甲）吸収分割会社

商号：NECソリューションイノベータ株式会社

住所：東京都江東区新木場一丁目18番7号

#### （乙）吸収分割承継会社

商号：日本電気株式会社

住所：東京都港区芝五丁目7番1号

### 第3条（本吸収分割により承継する権利義務）

- 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、承継対象権利義務の承継につき、裁判所、監督官庁その他の司法機関・行政機関又は自主規制機関の許認可その他の承認等を要するものについては、本効力発生日（第6条において定義される。以下同じ。）までに当該許認可その他の承認等が得られることを条件として承継する。また、承継対象権利義務のうち、本吸収分割の効力による権利義務の移転が生じないものがある場合、甲及び乙は、当該権利義務の移転のために必要な手続を別途行い、当該手続の完了をもって当該権利義務を移転する。
- 承継対象権利義務のうち債務については、本効力発生日において、乙が免責的債務引受の方法によりこれを引き受ける。疑義を避けるために付言すると、上記以外の一切の債務（不法行為債務及び潜在債務その他の偶発債務又は簿外債務を含むが、これらに限られない。）は、承継対象事業に関連するか否かにかかわらず、乙に一切承継されない。

### 第4条（本吸収分割に際して交付する株式及び金員等）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、金銭等の対価を交付しない。

### 第5条（増加する資本金及び準備金の額）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない。

### 第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年7月1日とする。但し、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上合意することにより、本効力発生日を変更することができる。

### 第7条（競業禁止義務）

甲は、本効力発生日以降においても、承継対象事業に関し、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わない。

#### 第8条 (株主総会決議)

1. 甲は、会社法第784条第1項の規定に基づき、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。
2. 乙は、会社法第796条第2項の規定に基づき、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。

#### 第9条 (本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除)

本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲乙協議の上合意することにより、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条 (準拠法及び管轄裁判所)

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第11条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

(以下余白)

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者がそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

2026年2月2日

甲： 東京都江東区新木場一丁目18番7号  
NECソリューションイノベータ株式会社  
代表取締役 執行役員社長 岩井 孝夫



乙： 東京都港区芝五丁目7番1号  
日本電気株式会社  
取締役代表執行役社長兼CEO 森田 隆之



## 別紙 承継対象権利義務明細表

日本電気株式会社（乙）は、NECソリューションイノベータ株式会社（甲）から、本効力発生日において、承継対象事業に関する、本効力発生日の前日の終了時（以下「基準時」という。）における以下の権利義務（資産、負債及び契約上の地位を含む。）を承継する。但し、甲及び乙は、本契約の締結日以降基準時までの間に、以下の権利義務のうち承継対象事業のみに関連するものとして乙に承継すべき権利義務が存在することが判明した場合には、当該事項の取扱いについて誠実に協議する。

なお、これらの承継対象資産及び負債については、甲の2025年3月31日付貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、基準時までの増減を加味して確定する。

### 1. 資産

基準時時点で甲が所有する以下の資産。但し、下記(4)記載の資産は承継される資産に含まれない。

(1) 承継対象事業に関連する顧客（日本電気株式会社及び日本電気株式会社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定める意味を有する。）を除く。以下同じ。）データのうち甲の営業部門が保有するデータ（見込み顧客の情報及び顧客の個人データを含む。）

(2) 以下の合計額と同額の現預金

(a) 下記2(1)に定める前受金の額

(b) 下記4(1)に定める契約に基づき甲が基準時時点までに取得する製品等の販売等の対価の支払請求権（但し、当該対価に係る製品等の販売等の一部が、基準時時点までに甲により履行されている場合に限る。）のうち、本効力発生日以降の期間において販売等される製品等の対価に相当する額

(3) 下記3に定める雇用契約に関して甲が所有する資産（下記3但書の規定により承継対象となった場合に限る。）

(4) **除外される資産** 以下の資産については、承継対象事業に関連するか否かにかかわらず、乙に一切承継されない。

(a) 承継対象事業に関連する一切の知的財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（未登録のものを含む。）、営業秘密及びその他の知的財産権（その出願権及び登録申請に係る権利を含む。）並びにノウハウ、ドメインネーム、コンピュータプログラム、これらに類似する権利、その他事業上の秘密情報を総称していう。）

(b) 承継対象事業に関連する仕掛品

(c) 上記(1)乃至(3)以外の一切の資産

### 2. 債務

基準時時点で甲が負担する以下の債務。但し、下記(4)記載の債務は承継される債務に含まれない。

(1) 承継対象事業に主として関連する前受金

(2) 下記3に定める雇用契約に関して甲が負担する債務（下記3但書の規定により承継対象となった場合に限る。）

(3) 下記4に定める契約に関して甲が負担する債務

(4) **除外される債務** 以下の債務については、承継対象事業に関連するか否かにかかわらず、乙に一切承継されない。

(a) 上記(1)以外の不法行為債務及び潜在債務その他の偶発債務又は簿外債務

(b) 上記(1)乃至(3)以外の一切の債務

### 3. 雇用契約

本吸収分割においては、甲の従業員との間の一切の雇用契約及びこれに付随する権利義務、並びにかかる従業員の退職給付に係る資産及び債務は、一切承継されない。但し、会社分割

に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年5月31日法律第103号。その後の改正も含む。）第4条第1項に基づき甲に異議を申し出ることができる従業員が異議申出を行った場合、当該従業員との間の一切の雇用契約及びこれに付随する権利義務、並びにかかる従業員の退職給付に係る資産及び債務は本吸収分割により承継される。

#### 4. 契約（雇用契約を除く。）

甲が基準時時点において締結している以下の契約における契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務。但し、上記1及び2で承継対象から除外される旨が規定されている資産及び債務、並びに下記(1)に定める契約に基づき甲が基準時時点までに取得する製品等の販売等の対価の支払請求権（但し、当該対価に係る製品等の販売等の全部又は一部が、基準時時点までに甲により履行されている場合に限る。）を除く。

- (1) 顧客との間の承継対象事業に関連する甲の製品等の販売等に係る契約（当該契約に係る変更契約及び覚書を含む。）。但し、下記(a)乃至(h)の類型に該当する契約を除く。
  - (a) 2026年6月末日以前に、当該契約に基づく甲による製品等の販売等の履行（甲による製品等の販売等の後に顧客による検収が必要とされている契約については、当該検収の完了も含む。）が完了している契約（但し、契約期間の自動更新条項が規定されている契約については、基準時時点までに当該自動更新条項に基づく次の更新を行わない旨が合意されているものに限る。）
  - (b) 当該契約において、2026年9月末日以前の日が、甲による製品等の販売等の履行の期限と定められている契約（なお、当該契約において、甲による製品等の販売等の後に顧客による検収が必要とされている場合における当該検収の期限は問わない。）（但し、契約期間の自動更新条項が規定されている契約については、基準時時点までに当該自動更新条項に基づく次の更新を行わない旨が合意されているものに限る。）
  - (c) 甲のオンライン販売システム「NECソリューションイノベータ オンラインマーケット」上で締結された契約
  - (d) 甲から販売等を受ける製品等について甲の顧客による再販売等が当該製品等の仕入元により禁止されている場合における当該製品等の販売等に係る契約（但し、基準時時点において、乙が当該製品等の仕入に係る契約を当該仕入元と締結している場合における当該製品等の販売等に係る契約は除く。）
  - (e) 当該契約の準拠法として日本法が適用されない契約
  - (f) プロジェクト又は事業が特定されていない包括的な取引基本契約書（当該契約に係る変更契約及び覚書を含む。）（疑義を避けるために付言すると、当該取引基本契約書に基づいて顧客との間で締結された製品等の販売等に係る個別契約は承継される。）
  - (g) プロジェクト又は事業が特定されている基本契約のうち、基準時時点において存在する当該基本契約書に基づいて締結された個別契約の全てが上記(a)に該当する場合における当該基本契約
  - (h) プロジェクト又は事業が特定されている基本契約のうち、基準時時点において存在する当該基本契約書に基づいて締結された個別契約に、上記(a)に該当せず、かつ、上記(b)に該当する契約が含まれる場合における当該基本契約

以上



別紙2 本分割会社の最終事業年度に係る計算書類等（事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、監査報告及び会計監査報告）の内容

次ページ以降をご参照ください。

# 第50期 報告書

自 2024年4月1日  
至 2025年3月31日

事 業 報 告  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株主資本等変動計算書  
個 別 注 記 表

NECソリューションイノベータ株式会社

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 株式会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当事業年度の日本経済は、日経平均株価が史上最高値を更新し、公示地価上昇率や春闘賃上げ率はバブル期以来の伸びを記録するなど、幅広い分野でインフレ経済への回帰が見られ、緩やかな回復基調が続きました。

当社が属する情報サービス産業の事業環境を見てみると、まず政府においては、デジタル関連の予算が昨年度に引き続き1.3兆円となったほか、生成AIに関しては、政府主導で競争力強化と安全性確保を目指した活用促進やガイドライン策定などの動きが活発化しています。また企業においては、既存システムのインフラおよびアプリケーションのモダナイゼーションと新たな価値創造を目指した新システム構築への投資意欲が引き続き旺盛でした。このような中で顧客のIT投資が増加した結果、市場は拡大傾向にあり、新たな事業機会も生まれてきました。

このような事業環境のもと当社は、「業種のノウハウ」と「専門性の高い技術・テーマ」を統合的に提供できる体制を目指し、組織を再編成しました。その結果、日本電気株式会社（以下「NEC」という）との連携が一層強化され、柔軟なエンジニアのアサインが可能になり、一人当たりの生産性向上と経営マネジメントの高度化を実現しました。この取り組みにより、NECグループ全体の事業拡大にも貢献しています。

さらに、当社の企業価値向上に向けて人的資本経営への取り組みを強化した結果、社外からの評価として新規に「人的資本リーダーズ2024」の受賞および「健康経営優良法人（ホワイト500）」など数々の認定・認証を継続して取得しました。

以上のような事業活動により、NECとの取引価格精算を加味した当事業年度の売上高は3,138億37百万円（前年度比1.9%増）、経常利益は84億55百万円（前年度比32.0%増）、当期純利益は64億30百万円（前年度比47.5%増）となりました。

### (2) 資金調達についての状況

該当事項はありません。

### (3) 設備投資についての状況

設備投資につきましては、総額で17億56百万円であります。設備投資の主な内容は、サービス目的ソフトウェアおよび市場販売目的ソフトウェアへの開発投資であります。

### (4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 47 期	第 48 期	第 49 期	第 50 期 (当事業年度)
	(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	325,043	318,002	308,037	313,837
経 常 利 益 (百万円)	37,497	38,041	6,407	8,455
当 期 純 利 益 (百万円)	26,248	26,373	4,358	6,430
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	654.75	657.87	108.73	160.41
総 資 産 (百万円)	233,748	232,754	213,472	221,256
純 資 産 (百万円)	100,984	111,814	92,571	98,852

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数で算出表示しております。

### (5) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

## (6) 対処すべき課題

生成AIをはじめとした技術進展により、今後の情報サービス市場は急速に変化し、SI事業のモデルは大きく変化していくと想定されます。当社としてこうした変化にタイムリーに対応していくとともに、市場成長や顧客ニーズの波を捉え、競合他社に競り勝つためにも更なる成長をしていかなければなりません。加えて、2025中期経営計画の最終年度として、同中期経営計画の達成に向け、以下の取り組みを着実に実施してまいります。

### ① 当社事業の収益体質の強化

情報サービス市場の競争が激化する中、「Profitable Growth」をキーワードに、当社においても中長期的な持続成長と利益最大化を両立させる必要があります。そのために、SI事業の高度化およびSI事業を源泉とする新たなサービス型事業の育成を行うことでポートフォリオの変革に取り組んでいきます。「SI事業の高度化」では、より事業の集中と選択を進めて高収益な領域へシフトさせるとともに、組織的なリソースアサイン、要員計画/システム構築の標準化やSIプロセスへのAI活用を進めることでデリバリーモデル戦略の高度化を実現し、グループとしてのSIリソース最適化と従業員一人ひとりの生産性向上を図ります。「新たなサービス型事業の育成」では、ヘルスケアビジネスを推進していくことにより、当社の提供価値の拡大を目指します。以上の取り組みにより、NECグループの事業にさらに貢献してまいります。

### ② 人的資本経営の推進

激しい環境変化の中で、経営スピードを速め、提供価値の向上を図ることは当社にとって重要な経営課題の一つです。「Attract and Retain」をキーワードに、人的資本経営において、人材の獲得・育成・マネジメントの取り組みを継続するとともに、その上でジョブ型人事制度の本格的導入や全社ガバナンスの強化およびカルチャー変革を推進していきます。社員一人ひとりがWell-being（健康・成長・働きがい）を感じられるような取り組みを進め、社員のバリュー向上につなげていくことで、当社の企業価値向上を実現し、お客様や社会へ貢献していきます。

## (7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社は、システムインテグレーションおよびシステムサービスならびにソフトウェア開発を行っています。  
なお、主要製品・サービスは以下のとおりです。

区 分	主 要 製 品 ・ サ ー ビ ス
システムインテグレーション およびシステムサービス	コンサルティングから開発までのシステム構築およびコンサルティング、システム保守、技術サポート、アウトソーシング、教育等のサービス
ソフトウェア開発	OS、ミドル領域、各種業種・業務用ソフトウェア領域のプログラム開発およびコンテンツ開発

## (8) 主要な営業所（2025年3月31日現在）

本 支 社 名	所 在 地
本 社	東 京 都 江 東 区
北 海 道 支 社	北 海 道 札 幌 市
東 北 支 社	宮 城 県 仙 台 市
関 東 ・ 甲 信 越 支 社	東 京 都 江 東 区
北 陸 支 社	石 川 県 金 沢 市
東 海 支 社	愛 知 県 名 古 屋 市
関 西 支 社	大 阪 府 大 阪 市
西 日 本 支 社	広 島 県 広 島 市
九 州 支 社	福 岡 県 福 岡 市
沖 縄 支 社	沖 縄 県 那 覇 市

## (9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
12,497名	92名減	44.3歳	15.4年

(注) 従業員数は当社からの出向者(1,703名)を除き、社外から当社への出向者(168名)を含む就業人員であります。

## (10) 親会社の状況 (2025年3月31日現在)

### ① 親会社との関係

会社名	当社株式の議決権比率	関係内容
日本電気株式会社	100.0%	ソフトウェアの受託開発および技術支援

### ② 親会社との間の取引に関する事項

#### (a) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社であるNECに対するソフトウェアの受託開発および技術支援の取引条件については、当社の提出した見積価格を基に交渉により決定しております。また、資金の預託の利率については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。その他の取引については、すべて一般取引条件と同様に決定しております。

#### (b) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は親会社より取締役および監査役を受け入れておりますが、当該取引に関して当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しており、当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

#### (c) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

## (11) 子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の持株比率	主要な事業内容
フォーネスライフ株式会社	325百万円	100.0%	血中タンパク質測定、健康状態の測定およびその改善に関わるサービス事業、関連する情報関連サービスの提供 など

## (12) 主要な借入先および借入額 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

### (1) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
日本電気株式会社	40,089,040株	100.0%

### (2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 取締役および監査役に関する事項（2025年3月31日現在）

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
※代表取締役 執行役員社長	石 井 力	当社事業全般の業務執行の統括 日本電気株式会社 Corporate SVP アビームコンサルティング株式会社 取締役
※取 締 役 執行役員専務	中 田 平 将	デリバリモデル・トランスフォーメーション機能担当 NEC軟件（済南）有限公司 董事長
※取 締 役 執行役員常務	神 野 晋	エンタープライズ事業ライン担当 NEC軟件（済南）有限公司 董事
※取 締 役 執行役員常務	石 井 正 彦	パブリック事業ライン担当 フォーネスライフ株式会社 取締役 NEC軟件（済南）有限公司 董事 NEC Vietnam co. Ltd 取締役
※取 締 役 執行役員常務	早 川 浩 平	営業機能担当、全社スタッフ機能担当
※取 締 役 執行役員常務	岡 崎 博 之	テクノロジーサービス事業ライン担当 日電卓越軟件科技（北京）有限公司 董事長
※取 締 役 執行役員常務	浅 川 大 和	ソリューションサービス事業ライン担当
取 締 役	吉 崎 敏 文	日本電気株式会社 執行役Corporate SEVP兼CDO兼デジタルプラットフォームビジネスユニット長 アビームコンサルティング株式会社 取締役 日本電気通信システム株式会社 取締役
取 締 役	雨 宮 邦 和	日本電気株式会社 執行役Corporate EVP兼パブリックビジネスユニット長
取 締 役	橋 本 裕	日本電気株式会社 執行役Corporate EVP兼エンタープライズビジネスユニット長
取 締 役	田 熊 範 孝	日本電気株式会社 執行役Corporate EVP兼CSCO NECプラットフォームズ株式会社 取締役 日通NECロジスティクス株式会社 取締役
取 締 役	桂 正 浩	日本電気株式会社 共通S I サービス事業部門長 日本電気通信システム株式会社 取締役
取 締 役	東海林 直 子	日本電気株式会社 マーケティングストラテジー&オペレーションズ統括部長 NEC VALWAY株式会社 取締役
取 締 役	佐 藤 千 佳	アサヒグループホールディングス株式会社 社外取締役 阪和興業株式会社 社外取締役
監 査 役（常 勤）	徳 田 達 郎	
監 査 役	那 須 厚	日本電気株式会社 FP&A部門 ITサービスFP&A統括部長
監 査 役	奥 輝 明	日本電気株式会社 グループ内部監査部門・子会社監査役グループ 関係会社監査役専任部長 三和コンピュータ株式会社 監査役 株式会社日本電気特許技術情報センター 監査役

- (注) 1. 2024年3月31日開催の臨時株主総会において、取締役田熊範孝氏が新たに選任され、2024年4月1日付で就任いたしました。
2. 当社は、執行役員制を導入しております。※印の取締役は執行役員を兼務しております。2025年3月31日現在、22名の執行役員が在任しております。
3. 監査役徳田達郎氏は、日本電気株式会社において長年にわたり経理業務に従事していた経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役那須厚氏は、日本電気株式会社において長年にわたり経理業務に従事していた経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役奥輝明氏は、日本電気株式会社において長年にわたり経理業務に従事していた経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中に退任した取締役および監査役に関する事項

退任時における 会社の地位	氏 名	退任年月日（退任事由）
取締役 執行役員常務	野 口 穰	2024年6月19日（任期満了）
取締役 執行役員常務	神 野 晋	2025年3月31日（辞任）
取締役 執行役員常務	石 井 正 彦	2025年3月31日（辞任）
取締役 執行役員常務	早 川 浩 平	2025年3月31日（辞任）
取締役 執行役員常務	岡 崎 博 之	2025年3月31日（辞任）
取締役 執行役員常務	浅 川 大 和	2025年3月31日（辞任）
取 締 役	田 熊 範 孝	2025年3月31日（辞任）

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### 氏名または名称

有限責任 あずさ監査法人

#### 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

##### (1) 内部統制システムに関する基本方針

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき、2006年5月25日の定時取締役会において内部統制システムに関する基本方針を制定し、直近では2020年4月1日付でその一部を改正しております。当社は、本基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を評価し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化に対応した見直しを行い、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

当社は、本基本方針に基づく内部統制システムについて、当事業年度の整備・運用状況の評価を行い、適切に整備され運用されていることを確認いたしました。

##### (2) 内部統制システムの整備・運用状況

「内部統制システムに関する基本方針」に基づく、各体制の整備・運用状況は以下のとおりです。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 取締役および執行役員は、当社の親会社であるNECおよびNECの子会社（以下「NECグループ」という。）が共有すべきルールや考え方を表した「NECグループ経営ポリシー」を通じて、NECグループにおける企業倫理の確立ならびに取締役および使用人による法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的としてNECが制定し、当社が採択した「NECグループ行動規範」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底をはかっています。
  - (b) CSR推進部は、「NECグループ行動規範」の周知徹底のための活動を行っています。また、NECグループ内部監査部門による当社および子会社（以下「当社グループ」といいます。）における法令、定款および社内規程の遵守状況の監査において指摘された問題点や提案された改善策につき適宜必要な対応を実施しています。
  - (c) 取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告しています。
  - (d) CSR推進部を情報提供先とする内部通報制度「NECソリューションイノベータ コンプライアンス・ホットライン」ならびにNECおよび第三者機関を情報提供先とする内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の利用を促進し、当社グループにおける法令違反または「NEC Way」もしくは「NECグループ行動規範」の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努めています。
  - (e) リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループにおける不正行為の原因究明、再発防止策の策定および情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえてCSR推進部は、再発防止策の展開等の活動を推進しています。
  - (f) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応しています。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
  - (a) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立しています。情報セキュリティに関する具体的施策については、NECの「情報セキュリティ戦略会議」で審議され、NECグループ全体で横断的に推進される、情報セキュリティに関する具体的施策についても対応をはかっています。
  - (b) 取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令および「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理しています。
  - (c) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役および監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理しています。
  - (d) 企業秘密については、「企業秘密管理規程」に基づき、秘密性の程度に応じて定める管理基準に従い適切に管理することとしています。
  - (e) 個人情報については、法令、「個人情報保護規程」および「特定個人情報保護規程」に基づき厳重に管理しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理は、「リスク管理基本規程」に基づき、NECグループとして一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施しています。
- (b) 事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施しています。
- (c) スタッフ部門は、その担当事項に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、リスク管理を適切に実施するとともに、担当事項に関して事業部門および子会社が行うリスク管理を横断的に支援しています。
- (d) 事業部門およびスタッフ部門は、自部門の業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施しています。
- (e) CSR推進部は、事業部門およびスタッフ部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整および指示を行っています。
- (f) リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社グループのリスク管理の実施について監督しています。
- (g) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する運用としています。
- (h) 事業部門およびスタッフ部門は、当社グループの事業に関する重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係するスタッフ部門およびCSR推進部にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役および監査役に報告する運用としています。
- (i) 当社グループのリスク管理体制およびリスク管理の実施状況については、NECグループ内部監査部門が監査を行い、その監査において指摘された問題点や提案された改善策につき、CSR推進部が適宜必要な対応を取っています。

④ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- (a) 取締役会は、執行役員に対する大幅な権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進しています。
- (b) 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っています。また、取締役会付議案件のうち重要事項については、経営会議で事前に審議を行っています。
- (c) 取締役会は、年間予算を決定し、その執行状況を監督しています。
- (d) 執行役員は、取締役会で定めた予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、執行役員、事業部長等で構成される事業執行会議で確認し、取締役会に報告しています。
- (e) 取締役および執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告しています。
- (f) 執行役員その他の使用人の職務権限の行使は、「社内承認規程」および「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行っています。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社は、「NECグループ経営ポリシー」を通じて、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行っています。また、NECの当社主管部門と日常的な連携を行うとともに、必要に応じて遵法体制その他当社の業務の適正を確保するための体制の整備についてNECと協議しています。
- (b) 当社は、当社グループにおける経営の健全性および効率性の向上をはかるため、子会社について、取締役および監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行っています。
- (c) 当社グループにおける経営の健全性の向上および業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の経営会議での審議および取締役会への付議を行うこととしています。また、当社グループの事業運営に関する事項については、その重要度に応じて、当社の取締役会決議とあわせてNECにおける経営会議での審議、決裁および取締役会への付議等を行うことについてNECと協議しています。
- (d) スタッフ部門は、子会社がその業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導および支援し、リスク管理状況を確認しています。
- (e) スタッフ部門は、NECによる子会社の業務の適正性に関する監査において指摘された問題点や提案された改善策について、適宜必要な対応を実施しています。
- (f) 監査役は、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、当社グループにおける業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査役と意見交換等を行い、連携をはかっています。
- (g) 当社は、NECグループにおける業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めています。当社グループは、NECおよび関連するスタッフ部門の支援の下で、これを実施しています。

- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行っています。
  - (b) 当社および子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めています。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、監査役としての職務遂行を補助する専任スタッフを配置しています。当該スタッフの人事考課、異動、懲戒等については、監査役会の承認を要することとしています。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役および使用人は、監査役会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行っています。また、当社は、子会社の取締役、監査役および使用人が、監査役会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うよう指導しています。
  - (b) 経理部長、CSR推進部長、経営企画部長等は、その職務の内容に応じ、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査役会に対する報告を行っています。
  - (c) CSR推進部長は、当社グループにおける内部通報制度「NECソリューションイノベータ コンプライアンス・ホットライン」の運用状況を確認するとともに、監査役会に定期的に報告しています。また、「NEC Way」および「NECグループ行動規範」に違反する事実があると認める場合その他緊急の報告が必要な場合は、監査役会に直ちに報告しています。
  - (d) 内部者通報制度に基づく通報または監査役会に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社グループの取締役および使用人に対し不利な取り扱いを行っていません。
  - (e) 重要な決裁書類は、監査役会の閲覧に供しています。
- ⑨ 監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席しています。
  - (b) 常勤の監査役に対しては、独立した執務室を提供しています。
  - (c) 監査役が随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる体制を整備しています。
  - (d) 監査役は、四半期に1回定時に監査役協議会を開催するほか、必要に応じて随時開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っています。
  - (e) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じています。

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 事業報告に係る附属明細書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

事業報告に係る附属明細書に記載すべき事項はありません。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 純 資 産 の 部	
		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>183,416</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>75,976</b>
現金及び預金	77	買掛金	22,326
受取手形	4	未払金	12,026
売掛金	86,333	未払費用	5,490
契約資産	7,998	未払法人税等	1,394
関係会社預け金	83,262	未払消費税等	10,178
仕掛品	2,820	契約負債	2,126
貯蔵品	183	預り金	688
前払費用	2,474	賞与引当金	21,329
その他流動資産	260	役員賞与引当金	95
貸倒引当金	△0	製品保証引当金	54
<b>固 定 資 産</b>	<b>37,840</b>	工事契約等損失引当金	82
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,716</b>	その他流動負債	184
建物構築物	1,791	<b>固 定 負 債</b>	<b>46,427</b>
工具、器具及び備品	920	退職給付引当金	46,213
建設仮勘定	5	その他固定負債	214
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,751</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>122,404</b>
ソフトウェア	1,181	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア仮勘定	567	<b>株 主 資 本</b>	<b>98,880</b>
その他無形固定資産	3	資本金	8,668
<b>投資その他の資産</b>	<b>33,371</b>	資本剰余金	31,311
投資有価証券	885	資本準備金	14,605
子会社株式	930	その他資本剰余金	16,706
長期前払費用	358	利益剰余金	58,900
繰延税金資産	22,336	利益準備金	179
敷金及び保証金	5,614	その他利益剰余金	58,721
前払年金費用	3,239	別途積立金	15,553
その他投資その他の資産	10	繰越利益剰余金	43,168
貸倒引当金	△2	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△28</b>
		その他有価証券評価差額金	△28
<b>資 産 合 計</b>	<b>221,256</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>98,852</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>221,256</b>

# 損 益 計 算 書

(自 2024年4月1日  
至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		313,837
売 上 原 価		274,117
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>39,719</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		31,530
<b>営 業 利 益</b>		<b>8,189</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	501	
有 価 証 券 売 却 益	1	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	110	613
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
有 価 証 券 売 却 損	2	
為 替 差 損	22	
固 定 資 産 廃 棄 損	56	
減 損 損 失	86	
有 価 証 券 評 価 損	134	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	44	346
<b>経 常 利 益</b>		<b>8,455</b>
特 別 利 益		
退 職 給 付 制 度 終 了 益	157	157
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>8,613</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,219	
法 人 税 等 調 整 額	962	2,182
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>6,430</b>

# 株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日  
至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
						別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	8,668	14,605	16,706	31,311	179	15,553	36,737
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							
当 期 純 利 益							6,430
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	6,430
当 期 末 残 高	8,668	14,605	16,706	31,311	179	15,553	43,168

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	52,470	92,450	121	92,571
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益	6,430	6,430		6,430
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△149	△149
当 期 変 動 額 合 計	6,430	6,430	△149	6,280
当 期 末 残 高	58,900	98,880	△28	98,852

# 個別注記表

(自 2024年4月1日)  
(至 2025年3月31日)

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式  
移動平均法に基づく原価法
- ② その他有価証券
  - (イ) 市場価格のない株式等以外のもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
  - (ロ) 市場価格のない株式等  
移動平均法に基づく原価法

### (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

- ① 仕掛品  
個別法による原価法（収益性の低下による簿価引き下げの方法）
- ② 貯蔵品  
先入先出法（収益性の低下による簿価引き下げの方法）

### (3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（建物構築物・工具、器具及び備品）  
定額法
- ② 有形固定資産（リース資産）  
定額法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### ③ 無形固定資産

定額法

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と耐用年数（2年）に基づく均等配分額のいずれか大きい金額を計上しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年以内）に基づく定額法によっており、うちサービス目的のソフトウェアについては、販売可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

### (4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員賞与の支出に備えるため、当事業年度に対応する金額のうち、支給期日が未到来分の支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金  
役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。
- ④ 製品保証引当金  
製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の実績に基づく将来の発生見込額を計上しております。
- ⑤ 工事契約等損失引当金  
工事契約等に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における工事契約等に係る損失見込額を計上しております。
- ⑥ 退職給付引当金  
当社は退職給付制度として、確定給付型の企業年金基金制度、確定拠出年金制度および退職一時金制度を採用しております。  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。  
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までに期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。  
また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、ソフトウェア開発およびシステム・インテグレーション、またはシステムサービスに関わる顧客との契約から収益を認識します。これらの契約から当社は別個の約束された財またはサービス（履行義務）を特定し、それらの履行義務に対応して収益を配分します。

ソフトウェア開発およびシステム・インテグレーションに係る収益は、主にプログラム開発およびコンテンツ開発、コンサルティングから開発までのシステム構築およびコンサルティング等です。

システムサービスに係る収益は、主にシステム保守、技術サポート、アウトソーシング、教育等のサービス提供です。

これらの売上収益は、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しています。進捗度を合理的に測定できる場合には、見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に基づいて売上高を計上しています（インプット法）。完成までの進捗状況等に変更が生じる可能性がある場合は、適宜見積りの見直しを行っています。進捗度を合理的に測定できない場合には、発生した原価のうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を売上高として計上しています。

また、一部の契約については、契約に定められた期間にわたりシステム保守等のサービスを提供する義務を負っています。当該履行義務は、時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し収益を認識しています。

当社の取引に関する支払条件は、通常、履行義務充足時点から1年以内に支払期日が到来し、重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格のそれぞれの履行義務に対する配分は、独立販売価格の比率に基づいて行っております。

また、独立販売価格を直接観察できない場合には、独立販売価格を見積っております。

(6) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 繰延税金資産 22,336百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 一定の期間にわたり充足される履行義務に係るサービス提供の売上高 61,262百万円

一定の期間にわたり充足される履行義務に係るサービス提供の売上高は、見積総原価に対する当事業年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法に基づいて売上高を認識します。当該見積りおよび測定の前提条件は必要に応じて見直しを行い、変更があった場合には、その影響額を信頼性をもって見積ることが可能となった会計期間に認識しております。また、追加コストの発生や契約金額の変更等により当初見積りの修正が発生する可能性があり、翌事業年度の計算書類において、認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

退職給付に係る会計処理における数理計算上の差異の費用処理年数について、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当事業年度より費用処理年数を11年から4年に変更しました。

この変更により、当事業年度の営業利益および税引前当期純利益は、それぞれ808百万円増加しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権

短期	154,334百万円
長期	1,386百万円

(2) 関係会社に対する金銭債務

短期	9,651百万円
----	----------

(3) 「関係会社預け金」は、NECグループの資金効率向上を図るために導入した資金集中システムの期末残高であります。

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 3,993百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	267,549百万円
仕入高	8,911百万円
その他の営業取引	20,369百万円
営業取引以外の取引	393百万円

(2) 売上原価に含まれる工事契約等損失引当金繰入額 82百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	40,089,040株	—	—	40,089,040株
合 計	40,089,040株	—	—	40,089,040株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳  
(繰延税金資産)

	百万円
退職給付引当金	13,528
賞与引当金	6,560
未払社会保険料	800
確定拠出年金移行に伴う未払金	412
減価償却費償却超過額	387
未払事業税	275
その他	659
繰延税金資産小計	22,625
評価性引当額	△248
繰延税金資産合計	22,377
その他有価証券の評価差額	△40
繰延税金負債合計	△40
繰延税金資産の純額	22,336

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額は387百万円増加し、法人税等調整額が387百万円減少しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については親会社から借入を行う方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

売掛金は顧客の信用リスクに晒されており、与信管理細則に沿って取引先ごとの期日管理および残高管理を行い、リスク低減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格および為替の変動リスクに晒されており、定期的に時価または為替の把握を行っております。

破産更生債権等は、経営破綻または実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権にかかるものであります。

敷金及び保証金は、主に当社の事業所の賃借にかかるものであります。

支払手形は使用しておらず、買掛金および未払金、未払消費税等、ならびに預り金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務等の流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社では毎月資金繰計画を見直す等の方法により、そのリスクを回避しております。

③ 信用リスクの集中

当事業年度の貸借対照表日における売掛金のうち82.2%が親会社に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注) 2.を参照）。

また、現金及び預金、受取手形、破産更生債権等、預り金、未払法人税等については、重要性が乏しいため次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
① 売掛金	86,333	86,333	—
② 関係会社預け金	83,262	83,262	—
③ 投資有価証券			
その他有価証券	670	670	—
④ 買掛金	(22,326)	(22,326)	—
⑤ 未払金	(12,026)	(12,026)	—
⑥ 未払消費税等	(10,178)	(10,178)	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

① 売掛金、② 関係会社預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、その他有価証券の貸借対照表計上額と取得原価との差額は、次のとおりであります。

区 分	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	320	448	128
小 計	320	448	128
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	522	221	(300)
小 計	522	221	(300)
合 計	842	670	(172)

④ 買掛金、⑤ 未払金、⑥ 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 市場価格のない株式等

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	930
非上場株式	214

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

属 性	会社等の 名称	住 所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	日本電気 株式会社	東京都 港区	427,831	電気通信 機器製造 および販売	被所有 直接 100.0	兼任 9人	ソフトウ ェアの受 託開発お よび技術 支援	ソフトウェアの受託開発および技術支援	267,444	売掛金	70,960
										契約資産	7,005
										契約負債	1,701
								資金の預託	74,590	関係会社 預け金	83,262
	受取利息	365									
	ビジネスプ ラットフォ ームフィー の支払	5,642	未払金	6,988							

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

- (1) ソフトウェアの受託開発および技術支援の販売については、当社の提出した見積価格を基に交渉により決定しております。
- (2) 資金の預託の利率については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。  
また、取引金額は、資金預入・払出が反復的に行われているため期中の平均残高を記載しております。
- (3) その他の取引については、すべて一般取引条件と同様に決定しております。

## (2) 兄弟会社

属 性	会社等の 名称	住 所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親 会社を持 つ会社	NECフ ァシリテ ィーズ株 式会社	東京都 港区	240	建物等の設計お よび施工管理、 施設管理、不動 産販売業ならび に保険代理業	なし	なし	不動産の 賃貸	不動産賃借 料等の支払	5,904	敷金及び 保証金	4,223
										前払費用	328
										未払金	569

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

契約に基づき、価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案した内容を前提に価格交渉の上決定しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,465円82銭  
(2) 1株当たり当期純利益 160円41銭

## 11. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 12. その他の注記

(共通支配下の取引等)

事業譲渡

(1) 取引の概要

① 対象となった事業内容

グループICT事業の生産領域・関係会社領域および航空宇宙防衛・SWF領域

② 企業結合日

2024年4月1日

③ 企業結合の法的形式

NECソリューションイノベータ株式会社を譲渡会社、日本電気株式会社を譲受会社とする事業譲渡

④ その他取引の概要に関する事項

当社内のグループICT機能を日本電気株式会社に移管し事業運営を譲渡することで、NECグループにおける社内DX推進の超高速化、柔軟性、コスト削減を実現することを目的としています。

(2) 実施した会計処理の概要

共通支配下の取引として処理しています。

## 13. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

NECソリューションイノベータ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川 上 尚 志

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NECソリューションイノベータ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査役責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役協議会監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

NECソリューションイノベータ株式会社

代表取締役社長 岩 井 孝 夫 殿

2024年4月1日から2025年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役協議会の監査の方法とその内容

監査役協議会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役協議会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門およびその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 当社と当社の親会社等との間の取引にかかる事項等についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずき監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

NECソリューションイノベータ株式会社

監査役 徳田 達郎 ㊟

監査役 那須 厚 ㊟

監査役 奥 輝明 ㊟